

令和5年度第2回岡山県障害者施策推進審議会・岡山県自立支援協議会 議事録（要旨）

1 日 時 令和5年10月30日（月）14：00～16：00

2 場 所 ピュアリティまきび 千鳥

3 出席委員 村社会長、石原委員、伊山委員、大森委員、片岡委員、来住委員、阪井委員、鈴木委員、田中委員、徳弘委員、中島委員、永田委員、中西委員、櫛原委員、難場委員、萩原委員、福田委員、藤田委員、薬師寺委員 以上19名（※2名欠席）

4 議事概要（主な質疑応答）

○議題（1）「第4期岡山県障害者計画」、「第6岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画」の取組実績について

○議題（2）「岡山県障害者計画策定に係る県民意識調査」、「岡山県障害者計画、障害福祉計画策定に係る障害のある方に対するアンケート調査」の結果について

（委員）

- ・資料1-4（1）②の数値目標「障害者支援施設からの地域生活移行者数」について、入所している人の中にはこのまま施設に居たいと考えている人もいると思うが、そのあたりをどう考えるのか。

（事務局）

- ・障害のある方に対するアンケートで、入院・施設入所者に、将来の暮らし方を尋ねたところ、身体障害、知的障害のある人は、半数以上がこのまま生活したいと答えた。
- ・国の政策では地域移行という流れだが、本人の意向を尊重しながら施策を進めていきたい。

（委員）

- ・資料2-2の32ページ、今後の就労意向について、「仕事はしたくない」と「仕事はできない」と答えた人をまとめて集計しているが、分けたほうが良いのではないか。また、今は「仕事はできない」けれど、いつかは「仕事をしたい」と考える人、「仕事はできない」と諦めてしまっている人など、様々な考え方があることを踏まえた調査をした方が良いのではないか。

（事務局）

- ・今回は、前回の調査と同様に「仕事をしたい」人の状況を知るために設問を設定したが、ご意見のとおり「仕事はしたくない、仕事はできない」と答えた人の中にも、年齢、能力、本人の意思などいろいろな理由があると思う。

- ・今回の調査では、「仕事はしたくない、仕事はできない」を合わせて一つの回答としたため、中身の分析ができないが、次回調査を行う際は、ご意見を踏まえて対応したい。

(委員)

- ・資料2-2の3ページ、身の回りのことをひとりでできるかとの問いで難病のある方の85.7%はトイレについてひとりでできると回答しているが、難病のIBD（炎症性腸疾患）患者の方は、外出先でのトイレに非常に困っている。今、コンビニエンスストアなどではなかなかトイレを貸してもらえないと聞く。
- ・トイレの利用が可能なことを示す、IBDシール（ステッカー）というものがあるが、現在、岡山県でIBDシールを掲示している施設は、岡山大学病院と阪神調剤薬局のみであるため、普及を図っていただきたい。

(事務局)

- ・医薬安全課等とも相談させていただき、どのような対応ができるか検討したい。

(委員)

- ・資料2-1の8ページ、合理的配慮提供の義務の認知度について、令和6年4月から民間でも合理的配慮の提供が義務化されるが、6割近くの方が知らないということはかなり厳しい状況だ。（改正法の施行は）もう半年後に迫っているので、しっかりと民間の方に知っていただけるような取組を行っていただければと思う。

(事務局)

- ・意識調査の結果、まだまだ知られてないことが浮き彫りになった。我々もあいサポート運動で県民の方に研修等を受けていただく中で周知啓発しているが、調査結果をしっかりと受け止め、どのような周知ができるか検討していきたい。

(委員)

- ・資料2-1の8ページ、9ページ、合理的配慮の提供の義務化と障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法に関して、病院、郵便局、銀行など公共の場での視覚障害のある方への代筆代読が進むよう啓発をお願いしたい。

(事務局)

- ・代筆代読の普及について、どのような取組ができるか検討していきたい。

(委員)

- ・精神障害のある方やその家族が地域で生活を始めるときに、精神障害が理由で支援してくださるヘルパーさんがなかなか見つからないと聞いている。（精神障害がある方への偏見解消や理解に向けた）事業所への周知をお願いしたい。
- ・手帳を持っている精神障害の方が、一般就労したいとハローワークにいった際、最初からA型・B型作業所を紹介されて一般就労を諦めることがあると聞いている。こうしたことがなければ、もう少し地域移行が進むのではないかと思う。

(事務局)

- ・民間事業者による合理的配慮の提供が4月から義務化されることを踏まえて、現在、差別解消や合理的配慮等に関する県の研修を受けていただけるよう、商工会や商工会議所などに働きかけており、同様に、ヘルパー、事業所に対しても差別解消や合理的配慮等の周知に取り組んでいく。
- ・ハローワークの件については、本日伺ったお話を岡山労働局に伝えさせていただく。

(委員)

- ・第5期岡山県障害者計画（第7期岡山県障害福祉計画・第3期岡山県障害児福祉計画）を推し進めるためにも、この計画や計画に基づく取組について市町村への周知をしっかりと図っていただきたい。

(事務局)

- ・障害者基本法により、市町村が障害者計画を策定するときは、国及び県の計画を基本にすることとなっており、この度の県の障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の統合等についても市町村に説明している。また、計画の内容についても市町村と情報共有しながら作成している。市町村と緊密に連携しながらしっかり取り組みを進めていきたい。

(委員)

- ・合理的配慮の提供の義務化について、障害者差別解消法の趣旨と障害者の特性を企業や団体が理解しないと良い方向に進まない。そこが今後の課題と考えている。

(事務局)

- ・令和6年4月の民間事業者への合理的配慮提供の義務化に向けて、県においても、しっかりと取り組みを進めていきたい。

(委員)

- ・資料1、取組実績の達成できていない項目について、残りの計画期間は少ないが、目標達成に向けて取組を進めていただきたい。
- ・資料2-2、24ページの「将来、地域で生活したいか」の問いに対して、発達障害と難病のある人の回答数が0だが、これは、「施設に入所中」又は「入院中」の人がいなかったからということで良いか。
- ・在宅の人やグループホームにいる人の将来の暮らし方の希望も確認すべきではないか。
- ・アンケートの結果については、障害種別ごとに詳しく分析されていると思うので、有効活用していただき、施策に反映していただきたい。

(事務局)

- ・お話のとおり、資料2-2、24ページの問いは、「施設入所中」及び「入院中」の方のみに聞いたものである。在宅の人等の将来の暮らし方については、ご意見を踏

まえて、次回アンケート実施時に検討させていただきたい。

(委員)

- ・資料 1 - 2、数値目標項目「特別支援学校高等部卒業生の就労の割合」について、令和元年度の現状数値が 43.1%、目標数値が 50.0%となっているが、「就労」の定義は。また、50.0%の設定根拠は。

(事務局)

- ・就労の定義は、一般就労又は A 型事業所就労としている。
- ・目標数値を 50.0%とした経緯は、平成 27 年度卒業者の実績が 49.7%の就職率であり、これまでの最高値であった。これを踏まえて 50.0%の目標値を設定したが、なかなかそこに届いていない現状がある。

(委員)

- ・平成 27 年度の実績は、B 型事業所も含めたものだったのか。

(事務局)

- ・B 型事業所は含んでいない。

(委員)

- ・障害者の就職の問題について、資料 1 - 2、数値目標項目「特別支援学校高等部卒業生の就労の割合」は、まとめすぎだと思う。障害別に就職率を設定する等すればより実態を踏まえた目標になると思う。

(事務局)

- ・第 3 次の数値目標項目は、全特別支援学校の生徒・卒業生のうち就職をした割合になっており、その中（全特別支援学校の生徒）には、障害が重たく一般就職が難しい方も含まれている。
- ・このため、現在（第 4 次）の特別支援教育推進プランでは、就職を希望した者のうち、どれくらい就職したかという数値目標項目を設定しているので、また色々なご意見を聞きながら、数値目標等を検討していきたい。

(委員)

- ・障害のある方に対するアンケートの実施方法について、知的障害のある方は、基本的に親御さんが代筆するケースが多く、本人の気持ちが反映されているのか疑問だ。代筆は仕方ないと思うが、本人の立場にたって記入しなければ正しい結果が得られない。今後アンケートを実施する際は、そういった注意点を明記する等してはどうか。

(事務局)

- ・ご意見いただいた点は、我々も課題として認識している。どのような工夫ができるか検討したい。

○議題（３）第５期岡山県障害者計画（第７岡山県障害福祉計画・第３期岡山県障害児福祉計画）の素案について

（委員）

- ・資料３－１、４１ページ、４２ページの第６章第２節、「精神保健・医療の提供等」について、精神障害のある方の中には、トラウマを抱えている方が多い。トラウマについて理解いただけない専門職の方もいて、二次的トラウマを抱える問題が起きており、各種の問題行動につながってしまうことがある。また、地域でトラウマを受けて生活習慣病や依存症の問題を引き起こすこともあるため、トラウマインフォームドケアの視点が大事であると考えます。
- ・このため、トラウマインフォームドケアの研修等を専門職だけでなく地域の人も対象に実施していただきたい。
- ・精神障害者の団体も自立支援協議会に参加させていただきたい。
- ・資料３－１、５３ページの第８章第３節、「消費者トラブルの防止及び被害からの救済」について、発達障害、精神障害、知的障害のある方では、スマホ料金、キャンセル、ネットの高額商品に関する問題が多く起きている。
- ・発達障害、精神障害、知的障害のある方への研修が必要ではないか。障害のある方本人の学びの機会をつくっていただきたい。

（事務局）

- ・計画の中に、研修についてどこまで詳細に記載するかということもあるが、精神障害のある方に対応できる人材育成や研修については計画に記載させていただいたところである。実際に研修等を実施する際は、テーマなどについて広くご意見を聞きながら進めていきたい。
- ・自立支援協議会については、内部で検討させていただきたい。
- ・消費者トラブルに関する発達障害、精神障害、知的障害のある方本人への研修については、県のくらし安全安心課や消費生活センターにご意見を伝えながら、どういうことができるのか検討したい。

（委員）

- ・相談支援専門員の養成研修を終了した後、実際に相談支援専門員として活動している方が少ないのではないかと感じている。勤め先の法人内での異動等もあると思うが、せっかく養成研修を受けたのだから、相談支援専門員として働けるよう県からも働きかけていただきたい。
- ・県では、UDアンバサダー養成研修やあいサポーター研修を行っているが、障害福祉課の職員、県職員全体ではどの程度受講しているか。ユニバーサルデザインや合理的配慮について学べるため、少なくとも障害福祉課の職員は受講していただきたい。

（事務局）

- ・相談支援専門員のニーズは高く、養成研修を受けてノウハウを身につけた方には、できるだけ相談支援専門員として活躍していただきたいと考えている。研修の場や施設の方への会議の場などでそういった話しをしていきたい。

- ・新規採用の職員や管理職になった職員に対しては、障害福祉課の職員が講師となり、あいサポーター研修を実施しているが、障害福祉課の職員あるいは県職員全体でUDアンバサダー養成研修やあいサポーターの研修をどの程度受けているかという、受講者数は少ないのではないかと思う。理解を深めることは大変重要だと思うので、できるだけ研修を受けられるようにしていきたい。

(委員)

- ・資料3-1の55ページ、64ページの強度行動障害のある人に関する施策等について、少し弱いのではないか。5月の国の通知(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)の「令和8年度末までに市町村において支援体制の整備を進めることを基本とする」ことが64ページの指標に落とし込まれているのだと思うが、具体性にかけると思うので、もう少し踏み込んで書いていただきたい。
- ・強度行動障害については、政令市であってもその市町村内で解決するのは難しい現状にあると思う。障害福祉の担い手は基本的に市町村ではあるが、いくらか県の責任を明確にするとか、例えば居所の問題には対応するとか、少し踏み込んだ記載があった方が良いのではないか。
- ・資料3-1、19ページに、障害のある子どもへの支援の充実とあるが、特別支援学校と障害福祉サービスの連携が抜け落ちている。基本的な計画の中に具体的に書き込むのは難しいと思うが、移行の時に多くの課題が顕在化するということは調査でも既に出ており、特別支援学校から障害福祉サービスへの引継、あるいは特別支援学校にいるうちに成人したときの生活の場が確保される、といった連携の部分を書いたほうが良いのではないか。

(事務局)

- ・強度行動障害の問題については、県においても重点事業として、新たな取り組みを進めているところである。委員ご意見の、少し踏み込んだ記載、障害福祉サービスと特別支援学校の連携の部分については、持ち帰って内部で検討させていただきたい。

(委員)

- ・災害が起こった際、個人情報の開示が問題となる。民生委員は障害のある方の個人情報をかなり持っているので、個人情報保護法があるが、消防署員、消防団員などにその個人情報を提供できないか研究していただきたい。

(事務局)

- ・災害が発生した時は、災害対策基本法の規定により市町村は避難に必要な範囲で避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を本人の同意がなくても消防機関等の関係者に情報提供できる。市町村以外が持つ個人情報の取り扱いについては、危機管理部局や市町村とも話をしながら、どのような対応がとれるのか検討したい。

(委員)

- ・資料3-1、51ページに災害時サポートブックの記載があるが、この災害時サポートブックは我々も日頃から自分で作って持っておくことが大事だと思う。災害時サポートブックは県が配布しているのか。

(事務局)

- ・災害時サポートブックは県障害福祉課で作成し、配布している。また、市町村を經由して配布しているほか、県のホームページからダウンロードできるようにしている。多くの方に使っていただきたいと考えているので、要望に応じて配布等をしていきたい。

(委員)

- ・難聴児の早期発見の対応について、相談機関による聾学校の紹介が遅かったため、選択材料が少なくて迷ったという話を保護者から聞いた。適切な情報提供をお願いしたい。

(事務局)

- ・今、モデル事業により、かなりや学園、聾学校、岡大病院の先生、病院の先生などのご協力をいただきながら、難聴児の支援のための中核機能の整備に向けて検討を進めている。情報が適切に届くよう、しっかりと体制整備に努めてまいりたい。

以上